

会 議 録

全部記録 要点記録

1 会議名	平成24年度姫路市立図書館協議会
2 開催日時	平成25年2月15日（金曜日）午後1時30分～午後3時
3 開催場所	日本城郭研究センター 2階 中会議室
4 出席者又は欠席者名	<p>出席者： 上田真子、永瀆 昭、後藤桂子、赤塚 恵、瀬川佳子、大西幸子、楠田孝蔵 東山昌代、松本順子、櫻井 丞、三浦てるみ、小西紀一</p> <p>欠席者： なし</p> <p>（事務局） 小林直樹、太田俊夫、渡辺和知、黒田佳樹、一盛 徹、杉岡和弘、難波妙美 大江三千代</p>
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可 傍聴者0人
6 議題又は案件及び結論等	<p>1 平成23年度及び平成24年度の図書館運営状況について</p> <p>2 その他</p>
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

会 議 録

Q・・・委員質問 A・・・事務局回答

審議事項

- 1 平成23年度及び24年度図書館運営状況について
- 2 その他
 - (1)子ども読書活動推進計画（第2次）について
 - (2)家島分館のリニューアルについて
 - (3)図書館大規模改修の計画について
 - (4)分館の運用体制（指定管理者制度の検討）について

質疑 Q：広畑分館の児童利用数が22年度と比較して23年度は大きく増加しているが、何か理由があるのか。

A：広畑分館だけが何か特別なことをしたわけではないが、広畑の担当職員が学校との連携を密にしているのではないかと考えられる。

Q：図書館の視聴覚資料を公民館の教養講座に組み込んで利用したいが、どんなものがあるのか。

A：CDなどの音楽ソフトは比較的著作権がゆるいが、映像に関しては著作権が厳しく利用は図書館のみに限られているため、公民館行事では使用できない。

Q：山梨のように大きくとりあげられる図書館はどのようなことをしているのか。

A：先端的な自動貸出等のサービスやインターネット等を利用した多様なサービスを行っているところが話題になることが多い。山梨については、山登り観光客の利用が多いと聞いている。

Q：豊橋市では駅で借りた本を返却できるが姫路市ではどうか。

A：駅前市役所で貸出返却することができる。

Q：大活字本についてもっと市民に知らせてほしい。

A：色々な機会に周知していきたい。また、拡大読書器も設置しているので利用していただきたい。

意見

* 図書館担当教諭の会議等でもおすすめの本リストを活用している。団体貸出等も利用し、学校と図書館の連携がうまくいっている。

* 子どもはお話が好きなので、親や地域が本を読むきっかけを作ってやるのが大切である。

* 理系学部の学生は入学時点から資格取得の目的があるが、文系の学生はそのようなことがないので、卒業してからどうするのか将来設計を早く立ててほしい。そのためにも色々な資料を活用してほしい。

- *保護者が活字離れしているので、子どもだけでなく保護者にも本を好きになってもらえるような取り組みをしていきたい。
- *アメリカのワシントン大学での研究で、幼児にテレビを媒体にした読み聞かせと対面での読み聞かせに言語能力の発達への影響に違いがあった。対面で行うと効果が大きいので、力を入れてほしい。

会 議 録

Q・・・委員質問 A・・・事務局回答

審議事項

- 1 平成23年度及び24年度図書館運営状況について
- 2 その他
 - (1)子ども読書活動推進計画（第2次）について
 - (2)家島分館のリニューアルについて
 - (3)図書館大規模改修の計画について
 - (4)分館の運用体制（指定管理者制度の検討）について

質疑 Q：広畑分館の児童利用数が22年度と比較して23年度は大きく増加しているが、何か理由があるのか。

A：広畑分館だけが何か特別なことをしたわけではないが、広畑の担当職員が学校との連携を密にしているのではないかと考えられる。

Q：図書館の視聴覚資料を公民館の教養講座に組み込んで利用したいが、どんなものがあるのか。

A：CDなどの音楽ソフトは比較的著作権がゆるいが、映像に関しては著作権が厳しく利用は図書館のみに限られているため、公民館行事では使用できない。

Q：山梨のように大きくとりあげられる図書館はどのようなことをしているのか。

A：先端的な自動貸出等のサービスやインターネット等を利用した多様なサービスを行っているところが話題になることが多い。山梨については、山登り観光客の利用が多いと聞いている。

Q：豊橋市では駅で借りた本を返却できるが姫路市ではどうか。

A：駅前市役所で貸出返却することができる。

Q：大活字本についてもっと市民に知らせてほしい。

A：色々な機会に周知していきたい。また、拡大読書器も設置しているので利用していただきたい。

意見

* 図書館担当教諭の会議等でもおすすめの本リストを活用している。団体貸出等も利用し、学校と図書館の連携がうまくいっている。

* 子どもはお話が好きなので、親や地域が本を読むきっかけを作ってやるのが大切である。

* 理系学部の学生は入学時点から資格取得の目的があるが、文系の学生はそのようなことがないので、卒業してからどうするのか将来設計を早く立ててほしい。そのためにも色々な資料を活用してほしい。

- *保護者が活字離れしているので、子どもだけでなく保護者にも本を好きになってもらえるような取り組みをしていきたい。
- *アメリカのワシントン大学での研究で、幼児にテレビを媒体にした読み聞かせと対面での読み聞かせに言語能力の発達への影響に違いがあった。対面で行うと効果が大きいので、力を入れてほしい。

会 議 録

全部記録 要点記録

1 会議名	平成24年度姫路市立図書館協議会
2 開催日時	平成25年2月15日（金曜日）午後1時30分～午後3時
3 開催場所	日本城郭研究センター 2階 中会議室
4 出席者又は欠席者名	出席者： 上田真子、永瀆 昭、後藤桂子、赤塚 恵、瀬川佳子、大西幸子、楠田孝蔵 東山昌代、松本順子、櫻井 丞、三浦てるみ、小西紀一 欠席者： なし (事務局) 小林直樹、太田俊夫、渡辺和知、黒田佳樹、一盛 徹、杉岡和弘、難波妙美 大江三千代
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可 傍聴者0人
6 議題又は案件及び結論等	1 平成23年度及び平成24年度の図書館運営状況について 2 その他
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

平成24年度姫路市立図書館協議会

日 時 平成25年 2月15日 (金)
午後1時30分～
場 所 日本城郭研究センター
2階 中会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 生涯学習部長 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副会長の選出
- 5 正・副会長 あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 平成23年度及び平成24年度の図書館運営状況について
 - (2) その他
- 7 閉 会

姫路市立図書館協議会委員名簿

(平成24年12月1日現在)

図書館法第15条区分	氏名	役職名
学校教育の関係者	後藤 桂子	姫路市立小学校長会代表
	赤塚 恵	姫路市立中学校長会代表
社会教育の関係者	瀬川 佳子	姫路市連合PTA協議会理事
	大西 幸子	姫路市立保育所長会代表
	楠田 孝蔵	姫路市身体障害者福祉協会事務局長
	上田 眞子	ひめじ読書友の会会長
	永濱 昭	姫路市連合自治会副会長
	東山 昌代	姫路市連合婦人会理事
	松本 順子	姫路市社会教育委員会議議長
	櫻井 丞	姫路市公民館運営審議会委員長
学識経験者	三浦 てるみ	元姫路市立小学校長
	小西 紀一	姫路獨協大学附属図書館長

[参考資料]

1 蔵書数	平成22年度末	1,217,908冊
	平成23年度末	1,250,360冊
	対前年度比	32,452冊(2.7%)増
2 貸出冊数	平成22年度	2,466,030冊
	平成23年度	2,627,673冊
	対前年度比	161,643冊(6.6%)増
	平成23年度(4月~12月)	2,008,240冊
	平成24年度(4月~12月)	1,993,575冊
対前年同期比	-14,665冊(0.7%)減	
3 貸出人数	平成22年度	719,529人
	平成23年度	761,966人
	対前年度比	42,437人(5.9%)増
	平成23年度(4月~12月)	583,967人
	平成24年度(4月~12月)	576,656人
対前年同期比	-7,311人(1.3%)減	
4 図書館費	平成22年度	3億 7,635万円(決算)
	平成23年度	4億 893万円(決算)
	平成24年度	4億 7,409万円(予算)
5 図書購入費と購入冊数	平成22年度	7,000万円 43,575冊(実績)
	平成23年度	9,300万円 61,705冊(実績)
		(光をそそぐ交付金 2,300万円を含む)
	平成24年度	7,000万円 約44,000冊(予定)

図書受入冊数及び蔵書冊数

(平成24年4月1日～平成25年1月31日) (単位：冊)

館名		受入冊数						蔵書冊数
		購入	寄贈	編入	弁償本等	合計	対前年度	
城内図書館	一般	8,893	855	367	95	10,210	-3,900	419,514
	児童	1,433	43	0	25	1,501	-3,093	83,681
	計	10,326	898	367	120	11,711	-6,993	503,195
網干分館	一般	1,521	130	1	5	1,657	-1,011	32,091
	児童	491	24	0	4	519	-594	18,412
	計	2,012	154	1	9	2,176	-1,605	50,503
花北分館	一般	1,314	72	1	6	1,393	-768	23,945
	児童	527	23	0	10	560	-537	16,191
	計	1,841	95	1	16	1,953	-1,305	40,136
飾磨分館	一般	1,503	159	1	6	1,669	-733	31,978
	児童	594	23	0	4	621	-628	21,822
	計	2,097	182	1	10	2,290	-1,361	53,800
東光分館	一般	1,099	60	1	5	1,165	-577	24,636
	児童	421	22	0	8	451	-574	18,876
	計	1,520	82	1	13	1,616	-1,151	43,512
白浜分館	一般	1,623	84	1	7	1,715	-716	27,773
	児童	564	21	0	5	590	-650	21,046
	計	2,187	105	1	12	2,305	-1,366	48,819
安室分館	一般	1,594	72	1	5	1,672	-544	33,480
	児童	514	21	0	8	543	-525	24,010
	計	2,108	93	1	13	2,215	-1,069	57,490
青山分館	一般	1,433	96	1	23	1,553	-836	30,693
	児童	537	22	0	8	567	-625	22,935
	計	1,970	118	1	31	2,120	-1,461	53,628
広畑分館	一般	1,885	140	1	15	2,041	-709	40,764
	児童	698	22	0	10	730	-466	22,333
	計	2,583	162	1	25	2,771	-1,175	63,097
手柄分館	一般	1,580	80	1	4	1,665	-786	38,409
	児童	605	21	0	9	635	-579	22,366
	計	2,185	101	1	13	2,300	-1,365	60,775
東分館	一般	1,500	80	2	6	1,588	-867	34,344
	児童	513	20	0	4	537	-964	19,275
	計	2,013	100	2	10	2,125	-1,831	53,619
安富分館	一般	1,150	311	1	4	1,466	-502	27,084
	児童	483	22	0	2	507	-495	14,481
	計	1,633	333	1	6	1,973	-997	41,565
香寺分館	一般	1,761	184	6	6	1,957	-1,127	69,102
	児童	773	32	0	6	811	-558	58,839
	計	2,534	216	6	12	2,768	-1,685	127,941
夢前分館	一般	1,248	96	1	4	1,349	-346	22,666
	児童	455	22	0	6	483	-395	13,896
	計	1,703	118	1	10	1,832	-741	36,562
家島分館	一般	941	54	1	0	996	-389	11,417
	児童	378	21	0	4	403	-252	5,059
	計	1,319	75	1	4	1,399	-641	16,476
合計	一般	29,045	2,473	387	191	32,096	-13,811	867,896
	児童	8,986	359	0	113	9,458	-10,935	383,222
	計	38,031	2,832	387	304	41,554	-24,746	1,251,118

リサイクル事業

(平成24年度(2012年度)) (単位:冊)

実施期間	対象	内容	実施場所	配布冊数
5月18日～ 5月24日 5月18日～ 5月31日	市民	雑誌	城内図書館 各分館	8,004
6月 1日～ 6月12日	公共施設(※1)	一般図書	城内図書館	2,643
7月 1日～ 9月13日	市民	一般図書	城内図書館	13,725
9月25日～10月 2日	公共施設(※2)	児童書	城内図書館	4,246
11月 3日～12月19日	市民	児童書	城内図書館	1,877
計				30,495

※1 姫路市内の公民館・高等学校・老人福祉施設などを対象とした。

※2 姫路市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校などを対象とした。

図書館協議会関連の法・条例・規則等(抜粋)

○図書館法(抜粋)

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

○姫路市立図書館条例(抜粋)

昭和25年9月7日

条例第32号

(図書館協議会)

第5条 図書館に、図書館法第14条の規定により姫路市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第5章 図書館協議会

(会長及び副会長)

第23条 姫路市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めるものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

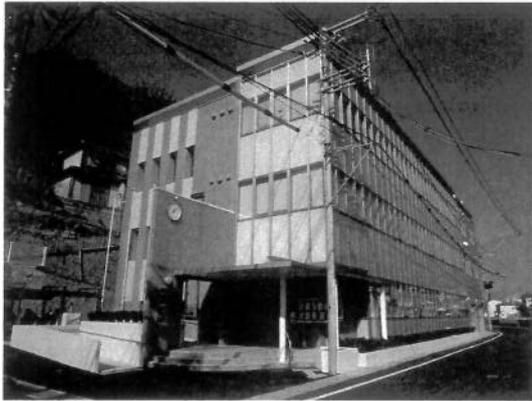
第25条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

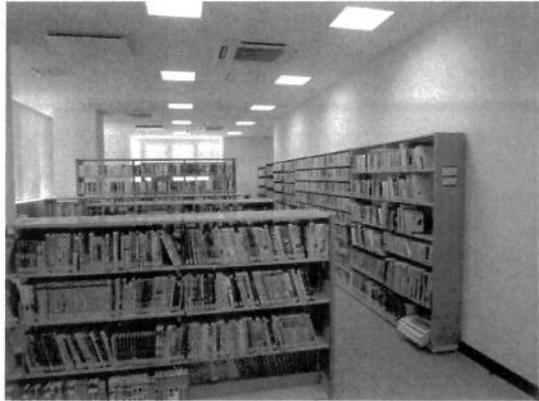
第26条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

図書館家島分館 (家島事務所3階)

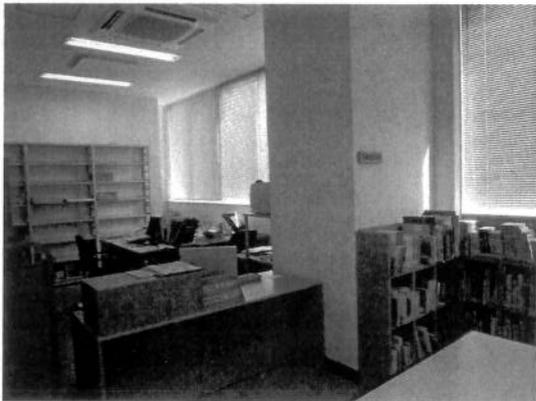
平成25年2月1日リニューアル・オープン



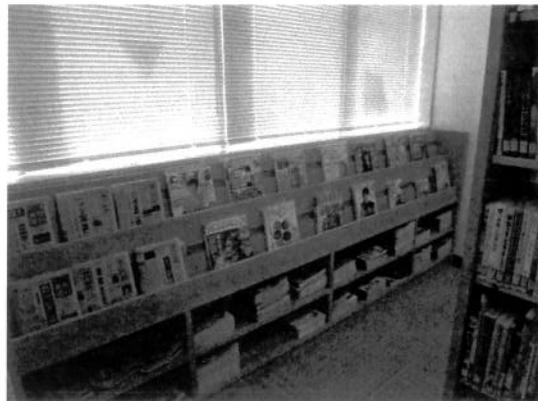
家島事務所全景



書架



カウンター



新聞・雑誌コーナー

【概要】

所在地 姫路市家島町真浦2137番地1

構造 鉄筋コンクリート造 4階建 (図書館は3階)

規模 延床面積 1,800㎡ (内図書館部分 126㎡)